

労働基準関係法令違反に係る公表事案

長野労働局

最終更新日：令和6年4月末日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(有) 金中産業	長野県南佐久郡川上村	R5. 5. 11	最低賃金法第4条	労働者4名に、3か月間の定期賃金合計約210万円を支払わなかったもの	R5. 5. 11送検
雅エンタープライズ	長野県松本市	R5. 8. 23	労働基準法第108条	労働者2名に係る賃金台帳（それぞれ9か月分及び4か月分）を調製しなかったもの	R5. 8. 23送検
(株) カネキ産業	長野県塩尻市	R5. 10. 16	労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第36条	チェーンソーを用いて行う立木の伐木業務を行わせるにあたり、当該業務に関する特別教育を行っていないかったもの	R5. 10. 16送検
幸せな会社づくり	長野県上伊那郡箕輪町	R5. 10. 19	労働基準法第15条	労働者1名に対し、労働条件について書面を交付する等により明示しなかったもの	R5. 10. 19送検
(有) 山口商店	新潟県新潟市	R5. 10. 23	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ2メートル以上の貨物自動車のキャビン上で要求性能墜落制止用器具を使用させることなく、労働者に作業を行わせたもの	R5. 10. 23送検
(株) きんでん	大阪府大阪市	R5. 10. 25	労働安全衛生法第30条 労働安全衛生規則第637条	工事現場において、毎作業日に少なくとも1回、作業場所の巡視を行わなかったもの	R5. 10. 25送検
生田建設(株)	神奈川県川崎市	R5. 11. 21	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第155条	車両系建設機械（解体用）を用いて作業を行う際、あらかじめ各作業計画を定めていなかったもの	R5. 11. 21送検
三井住友建設(株)	東京都中央区	R5. 11. 21	労働安全衛生法第30条 労働安全衛生規則第638条の4	車両系建設機械（解体用）で建造物の解体作業を行う下請事業者に対し、適切な作業計画を定めるよう指導しなかったもの	R5. 11. 21送検
株式会社松澤工務店	長野県長野市	R6. 2. 2	労働安全衛生法第33条 労働安全衛生規則第667条	クレーン貸与者の労働者にクレーンを操作させるに当たり、指揮の系統、連絡・合図等の方法を通知しなかったもの	R6. 2. 2送検
個人事業主	長野県飯山市	R6. 2. 2	労働安全衛生法第61条	移動式クレーンの玉掛業務を無資格の労働者に行わせたもの	R6. 2. 2送検
南信火薬販売(株)	長野県飯田市	R6. 2. 6	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R6. 2. 6送検
(有) 甘利造園建設	長野県北佐久郡軽井沢町	R6. 2. 22	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ2メートル以上の建築物の屋根の上で手すり等を設けることなく、労働者に作業を行わせたもの	R6. 2. 22送検
(株) 高見澤 小布施工場	長野県上高井郡小布施町	R6. 3. 12	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第28条	圧縮成型機に設けられていた光線式安全装置の点検整備を行っていないかったもの	R6. 3. 12送検
(株) 乳川の里	長野県北安曇郡松川村	R6. 3. 25	労働安全衛生法第22条 労働安全衛生規則第617条	多量の発汗を伴う作業場において、塩を備え付けていなかったもの	R6. 3. 25送検
ルートインジャパン(株)	長野県上田市	R6. 3. 26	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	深さ約2.5mの開口部付近で、要求性能墜落制止器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく作業を行わせたもの	R6. 3. 26送検